

伊豆の国市有料広告掲載要綱

制定 平成19年5月21日伊豆の国市告示第56号

改正 平成19年6月15日伊豆の国市告示第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保するため、広告媒体に有料広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次のアからエまでに掲げる市の資産のうち広告の掲載が可能なものをいう。

ア 市が発行する広報物及び印刷物

イ 市が作成し、及び管理しているホームページ

ウ 市の所有する公用車及び構造物

エ その他市の資産で市長が認めるもの

(2) 有料広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を有料で掲載することをいう。

(掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、次に掲げる事項に該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動に関するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 宗教活動に関するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (7) 社会問題についての主義主張又は意見に関するもの
- (8) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載にあたり市長が不適切と認めるもの

(広告媒体の選定及び広告の規格等)

第4条 有料広告掲載を行う広告媒体の選定、広告の規格、掲載位置、募集方法、掲載料及び選定方法等は、広告媒体ごとにその性質に応じて市長が定める。

(掲載決定の取消し)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載決定を取り消すものとする。

- (1) 市長が指定する期日までに広告主が原稿を提出しなかった場合
- (2) 市長が指定する期日までに掲載料を納付しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則 (平成 19 年 5 月 21 日伊豆の国市告示第 56 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 6 月 15 日伊豆の国市告示第 61 号)

この告示は、公示の日から施行する。